「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

１．サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

（個別項目）

a. 企業間の連携

当社は設立当初よりお得意先様・仕入先様・当社の三位一体での共存共栄を社是として掲げ、今日まで活動してまいりました。今後も当社に関わって頂いている皆様全てが生き勝つ、永遠の企業をなるよう協力し、更なる発展を目指しております。

又、昨今では当社の直接の仕入先様の先のサプライヤー様とも情報共有、技術支援を行っており、更に連携、協力の深度が深まっております。

２．「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

受託取引以外の企業間取引についても振興基準を遵守し、適正化に取り組んでいます。

３．その他（任意記載）

２０２６年８月２５日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社　一徳商会　　取締役社長　中村　保徳

企　業　名　　役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。

・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。